

別紙

答申第61号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が部分公開変更決定をし一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書については、別表3に挙げる部分を公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成18年11月1日に本件異議申立人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容

「教職員の懲戒処分及び、訓告、注意などの措置を行った件について、事故報告書及びその処分、措置内容がわかる文書（平成18年6月23日から平成18年10月31日まで）」

(3) この請求に対し、実施機関は対象公文書として、「第192号関係〔第192号事故報告書、第192号の2事故報告書、辞令書（人事異動通知書）〕」（以下「本件公文書」という）を特定し、同年11月15日付けで部分公開決定を行った。

公開しない部分、公開しない理由： 別表1のとおり

(4) この決定について、異議申立人は、 条例第7条第2号及び条例第7条第6号を拡大解釈している、 今回の請求は による請求であり条例第9条の「公益上の理由による裁量的公開」に該当し、その公開範囲の判断として部分公開は不当である、 部分公開の判断は「知る権利」の侵害であり、部分公開決定を取り消して公開範囲を広げることを求めるとして、平成18年11月22日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は条例第20条第1項の規定に従い、平成19年1月23日付けで当審査会に諮問書を提出した。

(6) 当審査会では当該諮問案件について審議中であったが、実施機関は平成19年10月31日付けで別表2のとおり部分公開変更決定を行い、同日異議申立人に公開した。このように自発的に変更決定された理由は次のとおりである。

当該事件の処分が決定した当初は、被害関係者が処分決定後に「処分の内容を公開しないでほしい」と希望したため、「教職員の懲戒処分の公表基準」に基づき、事故を起こした所属職員の職・性別を除いて、当該事件の内容に関する箇所全てを非公開とする部分公開とした。

その後、本件とは別の公開請求において、当該事件の公開等について新たに検討することになった。当該事件については前回被害関係者に公表について確認してから1年以上経過していたため、あらためて被害関係者に意見を求めたところ、平成

19年10月29日に事件の内容の一部を公開することについて了解を得た。そこで、この部分公開について再検討した結果、部分公開変更決定を行うにいたった。

当審査会は実施機関のこの部分公開変更決定後、異議申立人の意見陳述の機会を設け、この変更決定についての異議の有無を確認したところ、異議申立人は変更後の非公開部分についても可能な限り公開してほしいと主張した。

3 異議申立人の主張

実施機関の部分公開変更およびその理由説明書に対する、異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、情報の関係者の立場や感情に影響されることなく、公開範囲を決定すべきである。その際には、情報の関係者に対し、情報公開制度の意義を説明し、理解を促すよう努めなければならない。よって、「被害関係者の気が変わったから、公開範囲を広げます」という変更理由が罷り通るのは問題である。
- (2) 部分公開変更理由説明書で実施機関は「当該被害関係者にさらに苦痛を与えることのないよう最大限の配慮が必要である」と述べているが、この「最大限の配慮」を「文書は黒塗りにして公開しないこと」と誤解しているように思われる。犯罪行為をした高校教諭が内々に処分され、知らぬ振りをして教壇に立っていることに対して、県民、生徒は「知る権利」があり、その権利との整合性を考えても、実施機関は「誠実に」情報を公開する義務がある。
- (3) 部分公開変更理由説明書で実施機関は事故報告書について、「当該職員の心情や考え方及び私的な生活上の行動を表す情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある」と述べているが、それでは犯罪行為が「個人の私的な行動」で犯罪行為から得られる「楽しみ、快楽」が「個人の権利利益」と解釈していることになる。それは、犯罪行為を正当化するような誤った解釈である。
- (4) 部分公開変更理由説明書で実施機関は、事故報告書を公開すれば「学校と県教育委員会との関係が損なわれ」と述べているが、それは情報公開制度に対する誤った解釈に基づくものである。
- (5) 部分公開変更後に公開された公文書の非公開部分が、なぜ非公開になっているのか理由説明書では理解できない。非公開部分について可能な限り公開すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の部分公開変更決定後の部分公開変更理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 条例第7条第2号の該当性について
 - ア 個人に関する情報の保護については、最大限の配慮をしなければならない。
 - イ 本件で対象となる公文書を公開した場合、その関係者のプライバシーの保護には十分な配慮を行う必要がある。被害者が発達段階にある場合、当該被害関係者にさらに苦痛を与えることのないよう最大限の配慮が必要である。被害関係者の特定に結びつく部分については非公開とするべきと判断した。
 - ウ 以上から、「事故報告書」の事故を起こした所属職員の氏名、住所、所属職員が

所属する学校の学校名、校長氏名、その印影、文書番号については、他の情報と結びつけることにより特定の個人が識別されうる情報であると判断して非公開とした。

エ 個人の識別性がない部分においても、公務員の職務遂行上の内容に係わらない個人の心情や考え方の私的な情報については、個人の人格に密接に関連する情報であり、個人の識別性のある部分を除いてもなお個人の正当な権利利益を害するおそれがあると判断し、該当部分を非公開とした。

オ よって、「事故報告書」の事故の原因、事前における当該職員の状況、事後における当該職員の状況、所属長又は関係者のとった措置及び校長の意見については、公務員の職務遂行上の内容と密接な関係のない私的な情報、当該職員の個人の心情や考え方及び私的な生活上の行動を表す情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であると判断し、該当部分については非公開とした。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

ア 「事故報告書」は、事故の状況や事実を把握するだけにとどまらず、懲戒処分等を行うための資料でもある。これらは、公開を前提に作成されるものではなく、非公開を前提に作成されるものであり、関係者の心情、私的な情報、主観的な評価も含んでいる。そのため、公開されることで、学校と県教育委員会との信頼関係が損なわれ、今後正確な事実、背景、心情等を把握することが困難となるおそれがあり、その結果適切で公平な懲戒処分等を行うことができないなど、事務事業について著しい支障が生じると判断した。よって「事故報告書」における事故の原因、事前における当該職員の状況、事後における当該職員の状況、所属長又は関係者のとった措置及び校長の意見の該当部分について、非公開とした。

イ 事故の内容における警察及び検察の行った事項、内容については、本件に関する捜査内容や処分決定手続の具体的な内容を示すものであり、これを公開することにより、第三者機関の行う業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると判断し、該当部分について非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、県立学校の教諭が、平成18年6月23日から平成18年10月31日までの間に起こした学校事故に関して、同校校長から県教育委員会に提出され

た事故報告書と、教育委員会委員長から発令された人事異動通知書である。

(3) 条例第7条第2号該当性について

事故を起こした所属職員の氏名、住所、所属職員が所属する学校名、校長氏名、その印影、文書番号については、いずれも本件公文書上で公開されている他の情報と組み合わせることにより、あるいは既に公となっている情報と照合することによって、当該教諭が識別され、又は識別される可能性を持つものと言える。したがって条例第7条第2号に該当する。

「4 事故の原因」については、学校事故がどのような背景で起こったのかを記述した部分であり、今後学校事故を防止していくためには、どういう対策が必要なのかを検討する上で県民に公開すべき情報である。また記述内容についても、監督者が当該教諭から事情を聴取し、それを一般的な表現で平易に記述したに過ぎず、個人の人格やプライバシーに密接に関係しているものとは認められない。よって公開することにより個人の権利利益を害するおそれはないと判断する。したがって条例第7条第2号には該当しない。

「5 事故の内容」で当該教諭の個人識別に関する記述については、実施機関は、他の情報と組み合わせることにより当該教諭が識別されうる情報であると主張している。しかし「他の情報」とは、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る関連情報がこれに含まれ、学校関係者が特別に調査しないかぎり入手し得ない情報については考える必要がない。当該情報から当該教諭を識別するためには、学内活動を知り得なければならず、条例第7条第2号には該当しない。

また、被害者の学校名に関する情報が含まれているが、被害者の立場を考えた場合、公開することによりさらに被害者に精神的苦痛を与えることのないよう、最大限の配慮をする必要がある。学校名を公開すると興味本位から被害者が詮索されるなど個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。よって被害者の学校名に関する情報については、非公開とする。

一方、被害者に関する記述のうち、性別、人数、所属にかかる情報は、公開しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、事故原因の公開の原則に基づいてこれを公開することには支障がないと判断する。

「6 事前における当該職員の状況」における当該教諭の性格や指導法に関する記述については、事案の適切な把握のための背景的な情報であり、それ自体直ちに個人の人格やプライバシーと密接に関連する情報とはいえ、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって、これらについては、条例第7条第2号には該当しない。

しかし、教科名は、他の情報と組み合わせることにより当該教諭が識別されうる情報であると認められる。したがって条例第7条第2号に該当し非公開とする。

「7 事後における当該職員の状況」は、当該教諭の事後における様子を一般的表現で平易に記述したものであり、個人の人格やプライバシーと密接に関連する情報とは認められない。よって公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって条例第7条第2号には該当しない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

県の機関の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報に関して、公開されると外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのあるものは非公開情報としている。「9校長の意見」については、本号に該当する可能性があり、実施機関は非公開理由としてあげていないが、念のため本号についても該当性を判断する。

「9校長の意見」については、懲戒処分に関する報告書等に見られる一般的な意見の記述であり、公開されたとしても、直ちに校長の率直な意見を得ることができなくなるとは認められない。したがって条例第7条第5号には該当しない。

(4) 条例第7条第6号該当性について

「5事故の内容」については、警察及び検察の行った捜査に関する記述は、当該教諭自身が捜査を受けた内容を聴取した情報を記述しているにすぎず、公開することにより、学校と教育委員会との信頼、又は、学校と警察・検察との信頼、協力関係が損なわれ、今後業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって条例第7条第6号には該当しない。

次に「8所属長又は関係者のとった措置」は、事件後に所属長や関係者がとった行動を一般的な表現で平易に記述したに過ぎない。また、「9校長の意見」についても、懲戒処分に関する報告書等によく見られる一般的な意見の記述であり、公開されることにより学校と教育委員会との信頼が損なわれ、今後の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとまでは認められない。したがって条例第7条第6号には該当しない。

(5) 条例第9条該当性について

異議申立人は、異議申立ての理由において、今回の請求は による請求であり条例第9条の「公益上の理由による裁量的公開」に該当し、その公開範囲の判断として部分公開は不当であること、また、部分公開の判断は「知る権利」の侵害で取り消すべきことを主張している。

しかし、そもそも情報公開制度は請求者であれば誰に対しても行政情報を「公開」する制度であり、 による請求という理由で特別に公開するものではない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関の情報公開制度に関する基本的な考え方と運用について、審査会として以下付言する。

実施機関は、懲戒処分決定時に教育委員会が内部的に定めた「教職員の懲戒処分の公表基準」の「被害者とその関係者が公表しないことを求めているとき」に該当するとして当該事件について公表せず、本件公文書公開請求がなされると、この被害関係者の「公開を希望しない」ことを理由に大部分を非公開として部分公開決定を行っている。

しかし、公文書公開請求があった場合は、被害関係者の希望があったとしても、行政機関として公開が原則という情報公開制度の仕組みや責任について被害関係者に真摯に説明し理解を求め、情報公開条例の中で被害関係者に影響を及ぼさないような形、工夫

をして、公開する必要があったと思われる。こうした対応がなされなかったので請求者が異議申立てをしたのは当然のことであろう。

今後、実施機関は本来の情報公開制度の趣旨をとらまえ、適正な情報の公開に努めるべきである。

別表 1

文書に件名	公開しない部分	理由
第192号関係 ・192号事故報告書	・文書番号、報告年月日、学校名、校長氏名、印影、氏名、年齢、住所、事故の発生日、事故の発生場所、事故の原因、事故の内容、事前における当該職員の状況、事後における当該職員の状況、所属長又は関係者のとった措置、校長の意見	<p>・個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある。 (条例第7条第2号に該当)</p> <p>・公開することによって、児童生徒及び保護者との信頼関係を損ね、学校事故の正確な事情の把握を困難にするおそれがあり、将来同種の事務事業遂行に支障が生じるおそれがある。 (条例第7条第6号に該当)</p>
・192号の2事故報告書	・文書番号、報告年月日、学校名、校長氏名、印影、氏名、年齢、住所、事故の発生日、事故の発生場所、事故の原因、事故の内容、事前における当該職員の状況、事後における当該職員の状況、所属長又は関係者のとった措置、校長の意見	
・辞令書 (人事異動通知書)	・学校名、氏名、異動種目、発令日付、発令事項	

別表 2

文書の件名	公開しない部分	理由
1. 192号 ・事故報告書および人事異動通知書	・文書番号、学校名、校長氏名、印影、教員氏名、住所、事故の原因、事故の内容の一部、事前・事後における当該職員の状況の一部、所属長又は関係者のとった措置の一部、校長の意見の一部	<p>・個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある。 (条例第7条第2号に該当)</p> <p>・公開することによって、学校事故の正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、将来同種の事務遂行に支障が生じるおそれがある。また、第三者機関の適正な業務の遂行に支障が生じるおそれがある。 (条例第7条第6号に該当)</p>

別表 3

対象公文書	該当項目	公開すべき部分
第192号 事故報告書	4 事故の原因	全部
	5 事故の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月11日の記述（学校名を除く） ・ 9月30日の記述 ・ 10月3日の記述 ・ 10月6日の記述 ・ 11月28日の記述 ・ 2月15日の記述 ・ 5月9日の記述
	6 事前における当該職員の状況	教科名を除く全部
	7 事後における当該職員の状況	全部
	8 所属長又は関係者のとった措置	全部
	9 校長の意見	全部
第192号の2 事故報告書	4 事故の原因	全部
	5 事故の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月11日の記述（学校名を除く） ・ 9月30日の記述 ・ 10月3日の記述 ・ 10月6日の記述 ・ 11月28日の記述 ・ 2月15日の記述 ・ 5月9日の記述 ・ 5月19日の記述 ・ 5月22日の記述 ・ 6月6日の記述
	6 事前における当該職員の状況	教科名を除く全部
	7 事後における当該職員の状況	全部
	8 所属長又は関係者のとった措置	全部
	9 校長の意見	全部

(諮問第 7 7 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 1 月 2 3 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 8 月 7 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 1 9 年 8 月 1 3 日	異議申立人の意見書を受理
平成 1 9 年 8 月 2 3 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 1 9 年 9 月 1 3 日 (審査会第 2 回目)	実施機関から意見聴取
平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 1 9 年 1 1 月 8 日	実施機関から部分公開変更理由説明書を受理
平成 1 9 年 1 1 月 8 日 (審査会第 4 回目)	実施機関から意見聴取
平成 1 9 年 1 1 月 2 1 日	異議申立人の意見書を受理
平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 0 年 1 月 1 0 日 (審査会第 6 回目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 0 年 2 月 7 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 2 0 年 3 月 1 3 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 2 0 年 4 月 1 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁護士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	